

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	予防接種法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大和町は、予防接種法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、職員IDやパスワードにより操作者及び操作による権限を限定し、追跡調査のためにコンピュータに使用記録の保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

大和町長

公表日

令和3年9月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とし、定期及び町長が必要と認める任意の予防接種を行ない経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができることとされており、その徴収の手続事務を行う。</p> <p>また、定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことによって、疾病の状態にかかり、障害の状態となる、又は死亡した場合には、健康被害救済の給付を行なうこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続事務を行う。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>加えて、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証</p>
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法9条第1項、別表第一の10の項並びに平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号第10条 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号、別表第2の16の2、17、18、19項 (情報提供) 番号法第19条第8号、別表第2の16の2、16の3項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1 022-345-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康支援課 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1 022-345-4857

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I. 5. ①部署	保健福祉課	健康支援課	事後	
令和1年6月27日	I. 5. ②所属長の役職名	保健福祉課長 千葉 喜一	課長	事後	
令和1年6月27日	I. 7. 請求先	総務課 宮城県黒川郡大和町吉岡字西松木1番の1 022-345-1111	総務課 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1 022-345-1111	事後	
令和1年6月27日	I. 8. 連絡先	保健福祉課 宮城県黒川郡大和町吉岡字西松木1番の1 022-345-7221	健康支援課 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1 022-345-4857	事後	
令和1年6月27日	II 1. いつ時点の計数か	平成27年11月30日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年6月27日	II 2. いつ時点の計数か	平成27年11月30日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年6月27日	VI リスク対策		全文	事後	様式変更の追加項目
令和3年3月5日	II 1. いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年3月5日	II 2. いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年5月10日	I 1. ②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とし、定期及び町長が必要と認める任意の予防接種を行ない経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができることとされており、その徴収の手続事務を行う。</p> <p>また、定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことによって、疾病の状態にかかり、障害の状態となる、又は死亡した場合には、健康被害救済の給付を行なうこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続事務を行う。</p>	<p>予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とし、定期及び町長が必要と認める任意の予防接種を行ない経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができることとされており、その徴収の手続事務を行う。</p> <p>また、定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことによって、疾病の状態にかかり、障害の状態となる、又は死亡した場合には、健康被害救済の給付を行なうこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続事務を行う。</p> <p>加えて、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>	事後	
令和3年5月10日	I 1. ③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、ワクチン接種記録システム	事後	
令和3年5月10日	I 3. 法令上の根拠	番号法9条第1項、別表第一の10の項並びに平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号第10条	番号法9条第1項、別表第一の10の項並びに平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号第10条 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	事後	
令和3年5月10日	II 1. いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和3年5月10日 時点	事後	
令和3年5月10日	II 2. いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和3年5月10日 時点	事後	
令和3年9月16日	I 1. ②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とし、定期及び町長が必要と認める任意の予防接種を行ない経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができることとされており、その徴収の手続事務を行う。</p> <p>また、定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことによって、疾病の状態にかかり、障害の状態となる、又は死亡した場合には、健康被害救済の給付を行なうこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続事務を行う。</p> <p>加えて、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>	<p>予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とし、定期及び町長が必要と認める任意の予防接種を行ない経済的理由のある者を除き、予防接種を受けた者等から実費を徴収することができることとされており、その徴収の手続事務を行う。</p> <p>また、定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことによって、疾病の状態にかかり、障害の状態となる、又は死亡した場合には、健康被害救済の給付を行なうこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続事務を行う。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>加えて、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	
令和3年9月16日	II 1. いつ時点の計数か	令和3年5月10日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和3年9月16日	II 2. いつ時点の計数か	令和3年5月10日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和3年9月16日	I 3. 法令上の根拠	番号法9条第1項、別表第一の10の項並びに平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号第10条 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	番号法9条第1項、別表第一の10の項並びに平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号第10条 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	事後	令和3年9月1日施行の番号法の改正に伴う変更
令和3年9月16日	I 4. ④法令上の根拠	番号法19条第7項、別表第2の17の項、18の項、19の項並びに平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号第13条	番号法第19条第8号、別表第2の16の2、17、18、19項 (情報提供) 番号法第19条第8号、別表第2の16の2、16の3項	事後	令和3年9月1日施行の番号法の改正に伴う変更